

【参考】特例入所の要件について

- 特例入所の判断に当たっての具体的な要件については「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に基づき判断することになります。
具体的には、次のような方を想定しています。
- 判断に当たっては、申込者の状態を十分に把握する必要があるため、参考となる資料を提示していただいたり、申込者やご家族の方あるいは介護支援専門員（ケアマネジャー）等にも状況をお伺いします。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

（想定される方）

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ及びⅤに相当する方

※ 日常生活自立度Ⅳ…着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等といった症状や行動が見られ、常に目を離すことができない状態。

※ 日常生活自立度Ⅴ…せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。

- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

（想定される方）

療育手帳 A、B の方

精神障害者保健福祉手帳 1 級及び 2 級の方

障害支援区分 4、5、6 の方

- ③ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

- ④ 上記 3 要件に準ずる状態が複合的に生じている等、総合的に勘案して在宅生活が困難であり、他の介護サービスの利用が困難であること。